

## 第 4 回医療・介護・感染症対策WG提出資料

令和4年 3 月 15 日  
公益社団法人 日本薬剤師会

## ○頂いたご質問

資料 (P3~5、7、11 中に「責任」という言葉が出てきますが、この「責任」とは、処方箋を応需した患者に対する薬局、個別の薬剤師のいずれについての、どのような内容 (民事上、行政上、刑事上) の法的責任を指しているのでしょうか。それとも、薬局内の人事上の 監督責任の意味でしょうか。

資料p 7 中に、「当事者意識が希薄になる」、「責任意識が希薄になる」とありますが、それらによって生じることとなる問題・事態の内容を根拠・類例とともにご教示ください。

資料p 11 中の「患者の医療安全 医薬品の安全使用 の確保が困難」との点に関し、厚労省通知(平成 31 年4月2日・薬生総発 0402 第1号)に基づいて薬剤師以外の者が薬剤師の目の届く範囲で業務を行うこと(実際に一挙手一投足を見ている訳ではない)と、調剤業務の外部委託では、具体的にどのような点で安全性に差があるとお考えでしょうか。

資料p 11 中の「患者の医療安全(医薬品の安全使用)の確保が困難」との点に関し、その具体的な内容をご教示ください。

## ○回答

- ・ 薬剤師には、患者からの調剤の求めに対して「正当な理由がなければ、これを拒んではならない」という調剤応需義務がある。
- ・ 薬剤師(個人免許)の職務は国民からの負託。調剤は、薬剤師(個人免許)による独占業務。
- ・ 処方箋を応需した薬剤師は、その調剤の全ての責任を負う。組織対組織の委受託契約があったとしても、薬剤師個人の責任は免れない。
- ・ 外部委託を可能とした場合、受託者は患者とのやりとりがないため、「その患者」の調剤を自らが担うという当事者意識が希薄となる。
- ・ また、薬剤師(個人)の意図に反し、所属組織の決定による外部委託であれば、委託・受託の双方の当事者意識は、さらに希薄となることが懸念される。
- ・ 処方箋を応需した薬局であれば、当該薬局の薬剤師以外の者による業務であっても、日常的かつ必要に応じ、いわゆる薬剤師の目の届く範囲で容易に管理・観察が可能。

- ・ 薬局では、日常のコミュニケーションやミーティングによってその人の特性をよく知った上で、教育・研修等による人と人との信頼関係の構築がなされることが、「目が届く範囲」の管理に重要な要素であり、外部委託とは大きく異なる。
- ・ 仮に外部委託を実施することを想定した場合、委託先での誤解や間違いが生じないような厳密な指示、また、受託業務に対する委託側の立ち入り監査等の厳格な委託先管理の実施などが必要。しかし、医薬品製造においては、それでもなお、外部委託に関する確実な監査は難しいという事例が起き、患者の死亡事故も発生した。
- ・ 外部委託は、それに伴う新たな業務が発生するため、「これまでにはないミス」を生み出す仕組みともなり得る。
- ・ また、薬局で扱っている情報の多くは要配慮個人情報という機微な医療情報である。外部委託の際に発生した個人情報漏洩事例は多数あり、要配慮個人情報が漏洩した場合の患者への不利益も懸念される。
- ・ 外部委託は責任の所在が不明確になり、患者に対しても新たなリスクが発生することは自明の理である。